

## 当薬局は健康保険法・国民健康保険法等に基づく保険薬局です

### 療養の給付と直接関係ないサービスについて

#### 容器代

水剤容器	軟膏容器	その他
30・60ml : 30円	5g : 15円	点鼻容器（ノズルあり）: 30円
100ml : 40円	10g : 20円	スポイト : 20円
200ml : 60円	20g : 30円	
500ml : 120円	30g : 40円	
	50g : 60円	
	100g : 80円	

### 療養の給付に関するサービスについて

#### 調剤基本料

当薬局は調剤基本料2の施設基準に適合する薬局です。

#### 調剤管理料・服薬管理指導料

患者さまごとに作成した薬剤服用歴の記録に基づいて、薬剤師が薬物アレルギーや副作用等を確認するとともに、他の病院・医院から処方された薬剤について重複投与や相互作用等をチェックし、薬剤の服用方法及び保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行います。

※かかりつけ薬剤師が在籍している場合

かかりつけ薬剤師として一定以上の研修・経験をつんだ専任の薬剤師が対応することができます。

#### 地域支援・医薬品供給対応 体制加算4

厚生労働大臣が定める基準による調剤を行います。  
後発医薬品の調剤を積極的に行っています。

#### 無菌製剤処理加算

注射薬等の無菌的な製剤を行います。

#### 特定薬剤管理指導料2

当薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。

#### 在宅薬学総合体制加算1

年48件以上の在宅訪問の実績があり、研修を実施するなど良質な在宅医療を行う体制を整えています。在宅薬学総合体制加算（1）を算定します。

#### 明細書発行に関して

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報公開を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行いたしております。また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無償で発行いたします。

明細書には、使用した薬剤の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

選定療養	選定療養にあたる医薬品については、別途表示金額をご負担願います。 ※薬局窓口にてご提示致します。
電子的調剤情報連携体制 整備加算	より質の高い医療を提供するため、マイナ保険証の利用、オンライン資格確認による情報（受診歴、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報）を取得して活用しています。また、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取組を実施しています。
連携強化加算	新興感染症等の発生時には、自宅療養者等に対して薬剤配送・服薬指導、健康観察を実施するための医療提供体制確保に努めています。
在宅患者訪問薬剤管理指導	医師の指示に基づき、在宅で療養されている患者さま宅へ訪問して必要な服薬指導を行います。
在宅患者医療用麻薬持続 注射療法加算	当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。
在宅中心静脈栄養法加算	当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。在宅中心静脈栄養法が行われている患者さまに対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。

## 利用者のみなさまへ

当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

### 1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

### 2. 営業日および営業時間

月曜～金曜：8時半～17時半 日曜・祝日：9時～17時 休み：土曜日

※なお緊急時は上記の限りではありません。

### 3. 利用料金

#### 1 割負担の方

単一建物居住者が1人	518円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回

#### 2 割負担の方

単一建物居住者が1人	1,036円/回
単一建物居住者が2～9人	758円/回
単一建物居住者が10人以上	684円/回

#### 3 割負担の方

単一建物居住者が1人	1,554円/回
単一建物居住者が2～9人	1,137円/回
単一建物居住者が10人以上	1,026円/回

※麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に、1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の利用の合計金額に15%が加算されます。

※中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の利用の合計金額に10%が加算されます。

※離島や中山間地域等に居住する方へのサービスの提供に関しては、上記金額の月の利用の合計金額に5%が加算されます。

山口県知事指定介護保険事業所

番号 第 3504541079号

平成薬局

## 居宅療養管理指導事業所 平成薬局

- 指定事業所番号 3504541079
- 事業所所在地 山口県周南市孝田町7-1
- 電話番号 0834-29-2293

### ■■ 運営規程の概要及び重要事項について ■■

#### 運営方針

要支援・要介護状態にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

#### 指定居宅療養管理指導の内容

1. 主治医との連携のもとに、薬学的な管理指導と薬学的管理計画に基づく指導。
2. 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
3. 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
4. その他、療養生活向上のための指導・助言等。

#### 従事者

薬剤師：萩山真奈美、相本由美、徳重智佐、中山美穂、高橋由希子、古川琢人、高橋久美、竹中通代、清木綾乃

#### 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	8時半～17時半
日曜日・祝祭日	9時～17時
土曜日	休業

※緊急時は上記の時間に限りません。

#### 利用料

単一建物居住者が1人	518円/回（月4回まで）
単一建物居住者が2～9人	379円/回（月4回まで）
単一建物居住者が10人以上	342円/回（月4回まで）
情報通信機器を用いて行う場合	46円/回

※麻薬管理の必要な方は100円追加となります。

※公費により一部負担金が助成されることがあります。

※特別医療を必要とする場合、例外として月8回となることがあります。

#### 苦情処理

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

#### その他運営に関する重要事項

1. 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
2. 個人情報に関しては運営規定により利用者に相談のうえ慎重に対処いたします。

# 指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

## 第1条

1. 平成薬局(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、平成薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

## 第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

- ・保険薬局であること。
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
- ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
- ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

## 第3条

1. 従業者について

- ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

## 2. 管理者について

・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、平成薬局の管理者との兼務を可とする。

### (職務の内容)

#### 第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

### (営業日および営業時間)

#### 第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、12月29日～12月30日)を除く。

2. 通常、月曜日から金曜日の午前8:30～午後5:30、日・祝日の午前9:00～午後5:00とする。

3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

### (通常の事業の実施地域)

#### 第6条

1. 通常の実施地域は、周南市の区域とする。

### (指定居宅療養管理指導等の内容)

#### 第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置

- ・ ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・ 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・ 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）

#### 第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

（その他運営に関する重要事項）

#### 第10条

1. 平成薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、平成薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和8年4月1日より施行する。

当薬局は在宅患者訪問薬剤管理指導を行っています。

当薬局の行っている在宅患者訪問薬剤管理指導について
点数は全て1点=10円です。計算例) 10点=100円 (3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です)

・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
単一建物診療患者1人 650点/回 単一建物診療患者2~9人 320点/回 単一建物診療患者10人以上 290点/回	在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。 (担当医師の了解と指示等が必要です)

※介護保険適用の方は料金が異なります。詳しくは薬剤師にお尋ねください。

平成薬局 周南市孝田町7-1 Tel:0834-29-2293

Fax:0834-29-2294

管理薬剤師 萩山 真奈美